

四万十市介護職員初任者研修事業実施業務 仕様書

1 業務名

四万十市介護職員初任者研修事業実施業務

2 業務の目的

高齢者等の介護に従事する人材を養成し、介護サービス提供体制の充実を図ることを目的とし、介護職員初任者研修を実施する。

3 業務の期間

契約締結の日の翌日から令和8年2月28日まで

4 業務の内容

介護職員初任者研修は、四万十市介護職員初任者研修事業実施要綱及び高知県介護員養成研修事業実施要綱に基づき実施し、カリキュラムは介護員養成研修の取扱細則について(平成24年3月28日付け厚生労働省老健局振興課長通知)に定められたものの他、実施方法等については以下のとおりとする。

(1) 介護職員初任者研修の実施

受講者：5人～20人以内

※5人以上受講者を確保できた場合にのみ研修を開催する。

開催日程：令和7年10月～令和8年1月

受講者が参加しやすい研修日程とする。

開催場所：四万十市社会福祉センター2階 大会議室、研修室Ⅱ

(四万十市右山五月町8-3)

その他：欠席者に対し、資格を取得できるよう補講の機会を設ける。

(2) 受講者の募集、受講者名簿の作成、会場の確保は市が行い、それ以外は受託者が行う。

募集期間：令和7年8月～9月(約2か月)

(3) 研修修了者名簿、研修報告書等の提出

5 受講対象者

研修を最後まで受講し、取得した資格により就業する意欲のある者又は高齢者等の介護に関心のある者で、高校生に相当する年齢以上の者とする。

6 受講費用

受講者の負担する費用は、次のとおりとする。

(1) 受講料は、受講者が市に支払う。

(2) 受講時に使用するテキストや必要な実費については、受講者が受託者に支払う。

7 その他

(1) 本業務を実施するにあたり、仕様書に関する詳細及び本仕様書に記載のないものについては、技術上、当然必要と認められる事項については、受託者の責任において補充するものとする。

(2) 本業務を実施するにあたり、高知県介護員養成研修事業実施要綱に定める内容が介護保険制度の見直しにより改正された場合は、それによるものとする。

(3) 受託者は、事業開始前の打ち合わせに来庁(数回程度)すること。

(4) 受託者は、本業務の着手前に研修計画表を提出し、研修計画について事前協議しなければならない。なお、この仕様書に示していないことで、業務遂行上必要とする事項については、その都度協議するとともに、本市の指示を受けるものとする。

(5) その他、国及び県等より各種報告・資料提出依頼があった場合には、本市の指示する時期に円滑に対応するものとする。

(6) 本仕様書に基づく業務を処理するために個人情報を取り扱う場合には、四万十市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年四万十市条例第1号)の規定を遵守すること。